

岩手県告示第 59 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 1 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻北上線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東十二丁目第 11 地割 48 番 2 地先から 49 番 12 地先まで	新	m 11.6~7.8	m 20.0
	旧	11.6~6.6	20.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 石鳥谷花巻温泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市北湯口第 10 地割 326 番地先から大畑 4 地割 128 番 1 地先まで	新	m 19.9~7.4	m 1,044.8
	旧	19.9~7.4	1,044.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大川松草線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町釜津田字上種倉 57 番 1 地先内	新	m 26.5~16.5	m 72.0
	旧	16.8~14.7	72.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで

- 4(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 283 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

花巻市高松第 11 地割 110 番 12 地先から第 9 地割 3 番 1 地先まで	新	m 32.5~13.6	m 871.2
	旧	25.2~8.8	871.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 23 日から同年 2 月 23 日まで